

改正後	改正前
<p>第1 危険物積載船舶の停泊場所指定</p> <p>(1) 港長は、危険物積載船舶の停泊場所を、岸壁（突堤、棧橋、物揚場等を含む。以下同じ。）若しくは係船浮標又はびょう地に指定するときは、危険物の積載量について、一船ごとに次に定める停泊許容量を基準とする。なお、危険物港区（港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第一に掲げる危険物積載船舶が停泊すべき港区をいう。以下同じ。）以外の場所における停泊場所の指定は、やむを得ない場合に限られる。</p> <p>イ 1種類の危険物を開放された場所（開放された船倉及び区画を含む。以下同じ。）に積載している船舶が<u>一般岸壁（危険物専用岸壁（港長に承認された危険物の専用岸壁をいう。以下同じ。）以外の港内における岸壁をいう。以下同じ。）</u>に停泊するときは、別紙1に定める荷役許容量の2倍の数量とする。</p> <p>ロ 1種類の危険物を開放されていない船倉又は区画に積載している船舶が<u>一般岸壁</u>に停泊するときは、別紙1に定める荷役許容量の5倍の数量とする。</p> <p>ハ～ト （略）</p> <p>チ LNGバンカー船（LNG燃料船の燃料用LNGをタンクに積載したLNGバンカー船をいう。以下同じ。）及びアンモニアバンカー船（<u>アンモニア燃料船の燃料用アンモニアをタンクに積載したアンモニアバンカー船をいう。以下同じ。）</u>が一般岸壁に停泊するときは、別紙1に定める荷役許容量の5倍の数量とする。</p> <p>ただし、一般岸壁を定係地とする場合において、事業者等から別紙2-1又は別紙2-2に定める安全対策等を記載した停泊承認願が提出され、必要な安全対策が講じられる場合は、当該LNGバンカー船及びアンモニアバンカー船の最大積載量までの数量とする。</p>	<p>第1 危険物積載船舶の停泊場所指定</p> <p>(1) 港長は、危険物積載船舶の停泊場所を、岸壁（突堤、棧橋、物揚場等を含む。以下同じ。）若しくは係船浮標又はびょう地に指定するときは、危険物の積載量について、一船ごとに次に定める停泊許容量を基準とする。なお、危険物港区（港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第一に掲げる危険物積載船舶が停泊すべき港区をいう。以下同じ。）以外の場所における停泊場所の指定は、やむを得ない場合に限られる。</p> <p>イ 1種類の危険物を開放された場所（開放された船倉及び区画を含む。以下同じ。）に積載している船舶が<u>岸壁</u>に停泊するときは、別紙1に定める荷役許容量の2倍の数量とする。</p> <p>ロ 1種類の危険物を開放されていない船倉又は区画に積載している船舶が<u>岸壁</u>に停泊するときは、別紙1に定める荷役許容量の5倍の数量とする。</p> <p>ハ～ト （略）</p> <p>チ LNGバンカー船（LNG燃料船の燃料用LNGをタンクに積載したLNGバンカー船をいう。以下同じ。）が<u>一般岸壁（危険物専用岸壁（港長に承認された危険物の専用岸壁をいう。以下同じ。）以外の港内における岸壁をいう。以下同じ。）</u>に停泊するときは、別紙1に定める荷役許容量の5倍の数量とする。</p> <p>ただし、一般岸壁を定係地とする場合において、事業者等から別紙2に定める安全対策等を記載した停泊承認願が提出され、必要な安全対策が講じられる場合は、当該LNGバンカー船の最大積載量までの数量とする。</p>
<p>第2 危険物荷役許可</p> <p>1 危険物荷役許可に係る一般的注意事項について</p> <p>(1) （略）</p>	<p>第2 危険物荷役許可</p> <p>1 危険物荷役許可に係る一般的注意事項について</p> <p>(1) （略）</p>

(2) 港長は、危険物荷役を許可する場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

イ～ホ (略)

へ 一般岸壁においてLNGバンカー船がLNG燃料船へ燃料供給のために行う荷役及びアンモニアバンカー船がアンモニア燃料船へ燃料供給のために行う荷役について、あらかじめ事業者から荷役岸壁の名称、位置、荷役計画（荷役船舶ごとの1回の最大荷役量を明らかにしておくこと。）、荷役安全管理体制、安全対策等を記載した危険物荷役承認願が提出され、必要な安全対策が講じられる場合は、別紙1の荷役許容量の基準を適用しない。

ト 一般岸壁においてメタノールバンカー船（メタノール燃料船の燃料用メタノールをタンクに積載したメタノールバンカー船をいう。）がメタノール燃料船へ燃料供給のために行う荷役について、危険物専用岸壁に準じて、適正な荷役安全管理体制のもとに付近の立入り、火気の使用の禁止等十分な安全対策を講じて行う場合は、別紙1の荷役許容量を適用しない。

チ～ル (略)

(別紙2-1) (略)

(別紙2-2)

アンモニアバンカー船停泊時の基準等

1 アンモニアバンカー船停泊時の基準

(1) 立地条件

イ SOLASフェンス等の既存の物理的障壁の有無や岸壁利用者の立入状況、照明設備・監視装置の設置状況等アンモニアバンカー船からの視認性などを勘案し、アンモニアバンカー船への部外者の接近・侵入を防止するために必要な範囲を、次に掲げるいずれかの方法により、立入禁止区域として岸壁上に設定した上で、立入りを禁ずる旨記載した札等を標示すること。なお、(ロ)・(ハ)による措置は、十分な安全性が確保できる場合に限る。

(2) 港長は、危険物荷役を許可する場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

イ～ホ (略)

へ 一般岸壁においてLNGバンカー船がLNG燃料船へ燃料供給のために行う荷役について、あらかじめ事業者から荷役岸壁の名称、位置、荷役計画（荷役船舶ごとの1回の最大荷役量を明らかにしておくこと。）、荷役安全管理体制、安全対策等を記載した危険物荷役承認願が提出され、必要な安全対策が講じられる場合は、別紙1の荷役許容量の基準を適用しない。

(新設)

ト～ヌ (略)

(別紙2) (略)

(新設)

(イ) SOLASフェンス等既存の物理的障壁又は仮設フェンス等によること。

(ロ) カラーコーン及びコーンバー等によってアンモニアバンカー船の船体又は舷梯の周囲を囲むこと。

(ハ) アンモニアバンカー船の舷梯の入口にロープを張ること。

ロ 付近の事業所等に事業と立入禁止措置等の安全対策について周知すること。

ハ その他係留施設の管理者等が指示する事項が遵守されていること。

(2) 照明設備

立入禁止区域への部外者の侵入接近を防止するために照明設備を設置する場合は、照明範囲の平均水平面照度5ルクス以上の照度が得られるものであること。

(3) 消防・防災設備等

イ アンモニアバンカー船の火災等が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却等のために必要な消火設備（消火栓の数、ホースの長さ等）が整備されていること。

なお、消火栓が岸壁上に設置されていない場合や、消火栓の数が不足する場合は、可搬消防ポンプにより、海水を吸引して使用しても差し支えない。

ロ 消火栓、消火要具その他危険の除去に必要な要具並びに個人保護装具等については、その所在位置を明確にしておき、使用方法について慣熟しておくこと。

ハ 緊急時の警報あるいは連絡に必要な設備を備えること。

ニ アンモニアガスが漏出した場合に、直ちにガスを検知することができるようにガス検知装置により常時監視すること。

また、漏出したガスを検知した場合は、周囲に注意喚起を行うこと。

2 アンモニアバンカー船停泊承認願の申請方法

次のような事項を具した承認願を提出すること。

(1) 記載事項

イ 停泊岸壁の名称及び位置
バース、付近の建物等の関係位置を示す図面を添付すること。

ロ アンモニアバンカー船の要目

ハ 設備

(イ) 電気、照明設備

(ロ) 消防設備

(ハ) その他の安全防災設備

ニ 停泊安全管理体制

停泊の安全管理に関する組織及び責任者の職名、氏名、受有資格、経験年数、責任分担等について記載すること。

ホ 安全対策

(イ) 停泊管理要領

(ロ) 立入りの禁止の要領

(ハ) 停泊中の注意事項

(2) 当該事業者等が、アンモニアバンカー船の停泊に関し、安全規則、手引書等を作っているときはそれを承認願に添付すること。この場合において、停泊安全管理体制及び安全対策中、重複している事項については、承認願への記載を要しない。

3 アンモニアバンカー船停泊承認の際の審査基準

(1) 停泊安全管理体制について

アンモニアバンカー船の停泊中の安全を確認する者が適切に配置されていること。

(2) 停泊管理要領について

イ 停泊時における責任者の配置（場所、人員等）、責任者の行う安全管理業務の具体的な内容（安全確認、報告、安全管理記録、安全点検等）及び当該業務の具体的な執行方法（指示及び安全確認の手段等）が明確に記載されていること。

ロ 安全確認については、具体的な把握、確認方法が定められていること。

ハ 承認願の安全対策その他の注意事項を、船舶乗組員及び岸壁管理者に周知させる措置が講じてあること。

(3) 立入禁止区域内への立入りについて

アンモニアバンカー船の近傍において、立入禁止区域内への関係者以外の立入りを禁止するための注意喚起が行われていること。

(4) その他

イ 緊急時の警報、施設管理者への連絡、着棧中の船舶、港長及び消防機関等に対する通報に関する方法を定め、関係者に周知させる措置が講じてあること。

ロ 事故の発生を防止するためのマニュアル及び事故発生時における初期対策、避難（着棧中の船舶の緊急離脱のための棧橋作業員の手配を含む。）等に関するマニュアルを作成し、関係者に周知させる措置が講じてあること。